山武市立蓮沼中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 「いじめ」の定義 (文部科学省「いじめ防止対策推進法」より)

「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

2 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともにいじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めるものとする。

- 3 いじめの防止等のための対策の基本となる施策
- (1) 日常教育活動(学習面や生活面)の充実を期する。 (自己有用感,充実感を感じられる学校生活づくり)
- (2) 弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- (3) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育、情報モラル教育及び体験活動等の充実を図る。
- (4)保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、生徒が自主的に行う、いじめの防止に資する生徒会活動(蓮沼中いじめゼロ宣言等)に対する支援を行う。
- 4 いじめ防止等に関する措置
- (1) いじめの防止等の対策のための組織
 - ①「いじめ対策推進会議」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策推進会議」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、特別支援教育コーディネーター 養護教諭、スクールカウンセラー

<活動>

- ①いじめの早期発見に関すること (アンケート調査, 教育相談等)
- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
- ⑤いじめ防止対策の成果を定期的に点検,評価し、改善をする。

<開催>

毎週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

- 5 いじめの早期発見のための措置
- (1) いじめ調査等の実施

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

①生徒対象いじめアンケート調査

- 年3回(6月, 11月, 2月)
- ②保護者対象学校評価(いじめ含む)アンケート調査 年2回(7月,2月)

- ③教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査 年2回(6月・11月)
- (2) いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を 行う。

- ①スクールカウンセラーによる全員面接
- ②いじめ相談窓口の設置と周知
- (3) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上 いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等 に関する職員の資質向上を図る。
- (4) 積極的ないじめの認知

生徒の些細な変化に気づく能力を高めるとともに, 些細な兆候でもいじめの疑いを持ち, 積極的にいじめを認知する。

(5) 家庭, 地域, その他関係機関との連携

地域、家庭、その他関係機関においても、いじめが疑われる事実を知りながら放置することがないよう、日常的に学校と地域、家庭、その他関係機関が連絡を取りやすい体制を整える。

(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

6 いじめを認知した場合の対応

- (1) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、当該生徒や関係者の安全確保を最優先に行う。
- (3) 学校,家庭,関係機関が連携・協働する相談体制を構築し、組織的に対応する。
- (4)いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、 いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (5) いじめを受けた生徒等が、安心して教育を受けるための対応が必要であると認められると きは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (6) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

7 重大事態への対応

- (1) 重大事態の定義
 - ①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
 - ②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあるとみ とめているとき。
- (2) 重大事態発生の報告

重大事態として取り扱われるべきいじめについては、直ちに山武教育委員会に報告するとともに山武警察署等関係機関と連携して対処する。

(3)調査の趣旨及び調査の主体

事案の経緯や特性を踏まえ、教育委員会が学校主体での調査か、教育委員会主体での調査 かを判断する。

(4) 調査結果の提供及び報告

当該生徒やその保護者に対し,経過報告を含め説明を行うとともに,教育委員会は市長に報告する。

(5) 再調査及び措置

市長は当該重大事態と同種の事態発生の防止のために必要があると認めるとき、山武市再

調査委員を設置して、調査を行う。また、市長は再調査の結果を踏まえ当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

8 再発防止、継続支援及び評価について

再発防止・継続支援のためいじめ防止対策推進会議を活用し,再発防止のための対策,継続支援の方向性について,継続的な対応を検討していく。

- (1) 継続支援
 - ①被害者への継続的な面談の実施(担任,顧問,SC等)
 - ②保護者や関係機関との連携など
- (2) 再発防止
 - ①アンケート,教育相談の継続的な実施
 - ②子供の変化にあわせた行内研修や教育相談組織の整備
- (3) 公表, 点検, 評価について
 - ①当該生徒やその保護者に対し,経過報告を含めこまめに説明を行い,解決後も継続的に見守り,対応していく。
 - ②保護者に児童生徒の変容を評価して伝えるとともに、家庭での様子を情報提供してもらう。
 - ③いじめの防止,いじめへの対応,継続支援,再発防止の取組を,PDCAサイクルで評価し検討する。
- 9 いじめなどに対する相談窓口について
- (1) 本校相談窓口 電話: 0475 (86) 2037
 - ① いじめ相談・教育相談総合窓口:教頭・養護教諭
 - ② セクハラ相談窓口:養護教諭
 - ③ カウンセリング相談窓口:中嶋カウンセラー(毎週金曜日)
- (2) 山武市相談窓口

山武市教育委員会学校教育課指導室:0475(80)1443

※山武市のホームページよりメール相談可

- (3) その他相談窓口
 - ①千葉県教育委員会子どもと親のサポートセンター:0120-415-446
 - ②子どもの人権110番:0120-007-110
 - ③千葉県警察少年センター (ヤング・テレホン): 0120-783-497